

※ 登録番号	第412号（令和3年10月29日）	
1.投資顧問業の種類	一般不動産投資顧問業 総合不動産投資顧問業	
2.法人・個人の別	法人 個人	
3.商号又は名称 (ふりがな)	おおつかこんさるていんぐ オオツカコンサルティング	
4.氏名 (法人である場合は代表者氏名) (ふりがな)	おおつかたかし 大塚 隆	
5.資本金額		
6.役員		
氏名 (ふりがな)	役職名	常勤・非常勤の別
		常勤 非常勤

7.第4条第1項第3号又は第4号に規定する重要な使用人

氏名 (使用人の種類) (ふりがな)	職名	統括する業務の別
計名		

8.不動産投資顧問業を営む営業所の名称及び所在地

名 称	設置年月日	所 在 地
オオツカ コンサルティング	平成13年 7月15日	山梨県甲府市後屋町547-4 電話 055-241-8421
計 1 店		

9.業務の方法

1. 投資助言業務は、次のような不動産を対象として行う。
 - ① 種類 : 限定しない
 - ② 規模 : 限定しない
 - ③ 所在する地域 : 限定しない
2. 助言の方法は、単発的な取引に係る助言及び一定期間継続的な資産運用に係る助言等
3. 報酬体系は、以下の通りとする。

一定期間継続的な資産運用に係わる助言
賃料等の7%を上限とし、個別協議の上、その額を決定する。

単発的な取引に係わる助言
報酬 = (一人当りの人工費30,000円 × 従事日数) + 直接経費 + 間接経費 + 技術料 + 特別経費 とする。

 - ① 人工費 <標準額：一日一人当り30,000円>
 - ② 直接経費 <実費相当額とする。>
 - ③ 間接経費 <一日当り10,000円>
調査研究費、研修費、減価償却費、通信費などの経費
 - ④ 技術料 <投資総額の3%～10%を標準とし、個別協議の上、その額を決定する。>
 - ⑤ 特別経費 <実費相当額とする。>
4. 報酬の受領時期は、契約時50%、業務完了時50%とする。

1 0 .既に有している免許、許可又は登録

業 の 種 類	免許等の番号	免許等の年月日
1. 金融商品取引法第29条の登録		
2. 宅地建物取引業法第3条第1項の免許	山梨県知事 (6) 第1995号	令和 6年 9月 7日
3. 不動産特定共同事業法第3条第1項の許可		

1 1 .不動産投資顧問業以外の事業の種類及び内容

宅地建物取引業

1 2 .主要株主の商号、名称又は氏名及び住所

(ふりがな) 商号、名称又は氏名	保有する株式の数又は出資 の金額	割 合	住 所

1 3 .役員の兼職の状況

(ふりがな) 役員の氏名	常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類 又は他に営んでいる事業の種類